

育成還元金支給に関する運用基準(案)

(目的)

第1条

本運用基準は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という。)が、FIFA ワールドカップ 2026 に SAMURAI BLUE(日本代表)選手として登録された 26 名が満 11 歳の 4 月 1 日から満 21 歳の 3 月 31 日の間に 1 年以上在籍した本協会加盟チーム(以下「過去在籍チーム」という。)に対して、育成還元金を支給するためのもの。

(対象)

第2条

過去在籍チームは、2026 年度に本協会加盟チームとして登録されており、かつ営利法人、財団法人、社団法人、NPO 法人、学校教育法第 1 条に定める学校及びそれに準じる団体とする。

(育成還元金)

第3条

- (1) 1 チームあたり 30 万円×当該選手在籍年数を支払う。
- (2) 過去在籍チーム、在籍年数については、本協会の登録システム(KICKOFF システム)に登録された情報をその根拠とする。

(請求及び支払い手続き)

第4条

- (1) 過去在籍チームが育成還元金を請求する場合、「育成還元金請求書」を 2026 年 9 月 30 日までに本協会へ送付し、本協会は請求書に記載の還元金総額を記載の口座へ振り込むこととする。
- (2) 学校教育法第 1 条に定める学校およびそれに準じる団体で、算出された育成還元金の支払いを諸般の事情で受け入れない場合は、その旨本協会へ申し出て、両者で協議の上、それに代わるトレーニング等に使用する物品を、算出された育成還元金相当額分を支給することとする。
- (3) 請求書には、法人の代表者または学校長の記名捺印を必要とし、支払先はその法人等、団体への支払いとする。
- (4) 本協会は、請求書を受け取ってから 2026 年 11 月 30 日までに、指定された口座に育成還元金を送金しなければならない。
- (5) 過去在籍チームが 2026 年 9 月 30 日までに「育成還元金請求書」を本協会へ提出しなかった場合、当該過去在籍チームは育成還元金請求権を放棄したものとみなされる。

(改正)

第5条

本運用基準の改正は、会長が定めるものとする。

(施行)

第6条

本運用基準は、2026 年 7 月●日から施行するものとする。

以上